

—都税についてのお知らせ—

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

＜所管都税事務所一覧＞

	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 法人都民税 地方法人特別税		千代田	荒川	中央	台東	港	品川	新宿	渋谷	豊島												
事業所税			千代田		中央		港		新宿														

- 個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
- 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。
- 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後おおむね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。
* 固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

—都税についてのお知らせ—

4月から

固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成26年4月1日（火）から6月30日（月）まで（土日・休日を除く）
- ◆ 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞

平成26年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）



（注）納税通知書は6月2日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。